

## 電力の小売りの自由化；何のために？ 誰のために？

### 脱原発のための消費者の原発電力不買運動を推進するために

東京工業大学名誉教授 久保田 宏

#### 1. 電力の小売り自由化の目的と目標は？

##### (発送電分離が電力小売り自由化の前提になっている)

先ず、この4月から実施される電力の小売り自由化の目的と意義について考えてみる。

今までの「一般電気事業者（電力会社位）」に独占されていた電力の生産・販売事業への自由な参入を広く認める理由としては、政府が、今までの電力会社が、事業の独占によって、必ずしも適正とは言えない電力料金を消費者に押し付けてきたことを暗黙に認めた上で、“自由化”という市場経済原理を導入することで、この体制を改めることだと考えることができる。

であれば、小売り自由化後の電力生産・販売事業への新規参入事業者が、在来の電力会社より安い電力料金を消費者に提示して、電力の販売契約を結ぶことで、国内電力販売量のなかで一定のシェアが得られるようにならなければならない。

そこで問題になるのは、新規事業者にとって、現状では、送電線が、在来の電力会社の独占所有物となっていることである。したがって、電力の小売り自由化後の新規参入事業者が新しく電力販売事業を行うためには、この旧電力会社の送電線を使わなければならない。政府は、この旧電力会社から送電部門を分離したうえで、この送電線を使用した場合の託送料金を新規参入者、および送電部門を分離した旧電力会社から徴収する仕組みをつくっている。

##### (送電事業が今までの電力会社の責任で保証されている)

電力小売り自由化の前提となっている発送電の分離によって、電力販売事業での電力小売り販売料金は、単位電力量（kWh）当たり次式で決められると考えられる。

$$\begin{aligned} \text{(電力小売販売料金)} &= \text{(電力生産コスト)} + \text{(送電コスト= 託送料金)} \\ &+ \text{(販売事業コスト)} + \text{(販売事業利潤)} \end{aligned} \quad (1)$$

このなかで、(送電コスト)は、主として、既設の送電設備の維持管理費となると考えられるが、自由化前の電力会社の独占地域ごとに政府によって(託送料金)として決められている。

(電力小売販売料金)は、事業者が一定の(販売事業利潤)が得られるように決められると考えられるが、これを主として支配するのは、(電力生産コスト)であるから、この(電力生産コスト)が変動した場合、契約販売価格が固定されたままでは、(事業利潤)が得ら

れなくなる。特に、小規模の新規参入事業者にとって、このリスクに対応するシステムが設けられていなければならない。

すなわち、万が一、小売販売事業者が倒産した場合には、送電を担う旧電力会社の責任で電力供給が保証されることになっており、そのためには、在来の地域独占の旧電力会社が、その発電量を補償する仕組みになっている。

結局は、発電と送電を一括して、地域独占で、需要と供給をバランスさせて、電力の安定供給の役割を担ってきたこれまでの電力の生産と販売の事業形態は、余り変わらないで残ることになる。

**（自由化に伴う電力料金の決め方は、エネルギー政策に求められている省エネの目的に逆行する？）**

自由化に備えて新規参入者も旧電力会社も、いま、消費者への提示電力料金の値下げ競争に入った感がある。その主体は、電力以外の商品、例えば携帯電話などのセット料金と、もう一つは、消費量の多い消費者への料金割引がある。しかし、これらの電力料金の決め方は、経済成長を煽ることで、いま、エネルギー政策に求められている省エネの要請と逆行するものである。

## **2. 電力小売り自由化は、いま、混迷しているエネルギー政策を正す役割を担っている（国民に世界一高い電気料金を押し付けてきた原発電力の導入）**

はっきり言って、今までの日本のエネルギー政策は、政治主導で、余りにも科学技術の常識を無視して進められてきたし、また、これからも進められようとしている。

その筆頭が、放射能漏れに伴うリスクを安全神話で打ち消すことで、国民の利益を無視して進められてきた原発電力の導入である。

3.11 原発事故の現状を見ると、地震国日本では、脱原発こそが、エネルギー供給の安全保障対策での最優先課題でなければならない。いま、政治主導で進められている原発再稼働の是非を巡る裁判では、原発の稼働時の安全性が問われている。しかし、最も安全な対策は原発を持たないこと、すなわち、脱原発であるとの科学技術の常識が無視されている。

3.11 以後、原発電力ゼロでも電力は足りているが、その代償として、化石燃料の輸入金額が増えている。しかし、それは、高価な石油や LNG が、発電に使われているからである。同じ化石燃料の使用でも、石炭火力の比率が高ければ原発代替の化石燃料の輸入金額の増加は、ずっと少なかった。

これが私が主張する「石炭があれば原発は要らなかったし、いまも要らない」と訴える理由である。

**（FIT 制度の適用による再エネの利用が、国民にとっての電力料金をさらに押し上げている）**

次いで、エネルギー政策のなかに闖入したのが、地球温暖化対策のための CO<sub>2</sub> の排出削

減のための FIT 制度の適用による再エネ電力の利用の拡大である。しかし、地球温暖化の問題は地球の問題である。いま、世界の CO<sub>2</sub> の排出量の 4 %弱しか占めていない日本が、国民の経済的な負担で、再エネ電力の利用を増やして見てもどうしようもない。

これも私の提案だが、世界各国が協力して、今世紀末までの平均の一人当たりの化石燃料の年間消費量の値を現在（2012 年）の値に抑えることができれば、IPCC の訴えるような温暖化の脅威は起こらない。これを、世界に向かって訴えることこそが、技術立国日本の義務でなければならない。

なお、世界の化石燃料の消費量（=CO<sub>2</sub> の排出量）の半分以上は、電力以外のエネルギー消費のための使用である。本来、再エネ電力の利用は、化石燃料の枯渇後のその代替である。それが、いま、地球温暖化対策のために、さらには、原発電力の代替としての今すぐの再エネの利用になっている。

しかし、今すぐの再エネ電力の利用では、電力料金の値上げにつながる 不条理な FIT 制度を使っても原発電力を代替できない。原発電力の代替であっても、地球温暖化対策としての CO<sub>2</sub> の排出削減であっても、再エネ電力の導入は、FIT 制度の適用なしの市場経済原理に基づく導入でなければならない。

### 3. 電力自由化に際してのエネルギー供給事業のあるべき姿

#### （電力自由化が要求されなければならないもう一つの理由）

4 月から始まる自由化に備えて、電力の小売販売事業に 190 社を超す企業が参加登録を済ませている。しかし、これらの企業の多くが、現在、電力の生産を行っていない。この場合、販売する電力はどうやって調達するのであろうか？ 結局、多くの新規参入企業は、この自由化をビジネスチャンスとして捉え、電力小売り販売事業に乗り遅れまいとして、とにかく登録だけはしておこうとしているのではなかろうか？

電力自由化が、電力生産・販売事業への新規参入を促すためであるとすれば、いままで、化石燃料資源量で表される一次エネルギーとして、半分以上を占める化石燃料の電力以外のエネルギーへの利用、販売を事業としてきた都市ガス販売企業や石油元売り会社にとっては、この電力自由化が、化石燃料の枯渇（ここで、枯渇とは、その資源量が減少し、その市場価格が上昇して使えたくとも使えなくなることを指す）後の新しいエネルギー供給事業の展開に途を拓くものと考えることができる。それは、これらの事業者は、いま、化石燃料の枯渇を前に、新しい事業展開を必要とせざるを得ない経営上の大きな分岐点にさしかかっているからである。

具体的には、これら電力以外のエネルギー供給事業者は、将来的には、化石燃料の代替の再エネ電力の生産事業を担って貰う必要があると考えるが、再エネ電力の生産コストが割高で、FIT 制度の適用なしでは実用化が困難な現状から、当面は、安価な石炭火力による電力を供給して貰い、やがて、再エネ電力の利用が安くなれば、再エネ電力の利用へと切り替えて貰えばよい。また、この新規事業のなかには、再エネ電力の利用に伴って、将来、

必然的に要求される電気自動車の実用化を含む輸送機関の電化のための社会インフラの整備事業の役割も含まれるべきである。

**(契約消費者の希望する電力の種類をどうやって供給できるのであろうか?)**

電力自由化の目的は、消費者にとって、単に安い電力だけでなく、多少高くても、好みの電力の種類を選ぶことができることにもあるとされている。しかし、今回の発送電分離を前提とする自由化では、各種の電力が、地域を支配する送電会社の送電網を使って、消費者の要求量に応じて混合して供給されるために、消費者が必要とする電力の種類を選別して利用することは困難と言うより不可能である。

では、どうなるのであろうか？例えば、いま、要望の多いとされる再エネ電力について考えてみる。この場合、消費者は、自分の要望する再エネ電力を生産・販売する新規事業者との契約電力量を増やす。この場合、再エネ電力の利用を希望する消費者は、直接、再エネのみを利用できないが、国内の総発電量のなかの再エネ電力の比率が高まることで、間接的に、消費者の希望が満たされることになる。

**(再エネ電力の利用・普及のために設けられた FIT 制度は、自由化の目的に完全矛盾する)；**

ところで、現状では再エネ電力は FIT 制度の適用なしには導入できない。したがって、政府は、自由化後も、再エネ電力の導入に FIT 制度の適用を考えているようである。であれば、再エネ電力の導入による電力料金の値上げは、再エネ電力の購入を希望する消費者だけの電力の値上げとすべきである。

しかし、もし、そのようなことをしたら、再エネ電力の契約消費者の電力料金は、大幅に上昇して、再エネ電力の購入希望者でも、そこまで高い料金で再エネ電力を購入したいとは思わなくなるであろう。そこで、政府は、いま、再エネ電力に対する FIT 制度の適用による電力料金の値上げを、全ての消費者に均一に割り振ることにしているようである。これでは、明らかに、消費者が、安い電力を自由に選ぶことができるとする自由化本来の目的に反する詐欺的な行為と言わざるを得ない。

このような、ごまかしをやってみても、自由化後も、この FIT 制度の適用によって再エネ電力の利用が拡大されるとは考えられない。それは、現在、再エネ電力の主体として、最も高い買取価格で、その利用の拡大を図ろうとしている太陽光発電で、それを買取られている電力会社の要望で、買取価格を下げざるを得なくなり、新規の再エネ電力の生産が収益事業として成立しなくなっているからである。

もともと再エネ電力の利用は、化石燃料の代替としての利用である。自由化の目的が消費者にとっての安い電力を利用できるようにすることであれば、現状の火力発電主体の電力料金の値上げにつながる FIT 制度の適用による再エネ電力の利用はあり得ない。すなわち、再エネ電力は、化石燃料枯渇後の FIT 制度の適用無での利用でなければならない。

**(脱原発を訴える国民の声を政治に反映させるための原発電力不買運動を推進するために)。**

もう一つ、自由化に伴う電力の種類選択の課題として、いま、原発の再稼働阻止のためとして話題になっている原発電力の不買運動がある。

この原発電力の不買運動とは、消費者が、新規参入事業者との間で原発を含まない電力の買電契約量を増やすことである。しかし、この新規参入事業者が、消費者の要望を満たすだけの電力生産能力をもたなければ、その事業者は、他の余裕のある事業者からの電力の供給を受けなければならないが、この電力供給に最終責任を負うのが、上記したように在来の電力会社である。したがって、その地域に、原発の再稼働を行わない電力会社があればよいが、そうでなければ、結局は、消費者は、原発電力の入った電力を買わざるを得なくなる。

もちろん、このような場合でも、この原発不買運動が大きく広がれば、電力会社の原発再稼働停止に一定の圧力を加えることにはなるであろう。したがって、当面は、この圧力を少しでも増加させるためにも、脱原発を願う消費者にとっての新規契約先は、現状で、すでに一定の電力生産能力を持っていて、原発を含まない電力を供給できる事業者、具体的には上記したように、都市ガス製造企業や、石油の精製・販売会社等が選択されることが望ましいと考える。

ただし、4月からの自由化への移行に際し、現在、電力会社から電力の供給を受けている全ての消費者は、黙っていれば、4月以降も、自動的に、この電力会社との間の買電契約が続けられる仕組みになっている。したがって、この電力会社以外との新規契約を希望する消費者には、新規契約のための積極的な行動が求められなければならない。

これに対して、今回自由化の主な対象になっている一般家庭用の供給電力量は、旧電力会社の発電量の4割近くを占めている。したがって、電力会社の原発再稼働停止に圧力をかけるには、少なくとも、国内の世帯数5,600万の中の1/3程度が、この原発電力の不買運動に参加して貰うことが望ましい。すなわち、この原発電力不買運動を実効のあるものにするには、難しい現実的な課題が残っている。脱原発のための息長い、粘り強い運動が求められる。